# 政令

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

**政令第二百四十号**

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年八月三十日とする。

財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

気象業務法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

**政令第二百四十一号**

気象業務法施行令の一部を改正する政令

内閣は、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条の二第一項、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第二十三条及び第四十三条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の表地震動予報の項中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第九条を第十一条とする。

第八条中「第二十三条但書」を「第二十三条ただし書」に、「辺」を「辺り」に改め、「うの地の市町村の長が津波警報をする場合及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなつた」を「状況にある」に改め、同条を第十条とする。

第七条第一号の表中「海上保安庁」を「消防庁、海上保安庁」に改め、同表地面現象警報洪水警報の項中「都道府県」を「消防庁、都道府県」に改め、同条第三号の表中「国土交通省」を「消防庁、国土交通省」に改め、同条第四号の表中「都道府県」を「消防庁、都道府県」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別警報に係る警報事項の通知）

**第九条**　法第十五条の二第一項の規定による通知は、次の表の区分に従い、行うものとする。

| 種類 | 通知先 |
|---|---|
| 気象特別警報<br>高潮特別警報<br>波浪特別警報 | 消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関 |
| 地震動特別警報 | 日本放送協会の機関 |
| 火山現象特別警報<br>津波特別警報 | 警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関 |
| 地面現象特別警報 | 消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関 |

第六条を第七条とする。

第五条の表中「附近」を「付近」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（特別警報）

**第五条**　法第十三条の二第一項の規定による特別警報は、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

| 種類 | 内容 |
|---|---|
| 気象特別警報 | 暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する特別警報 |
| 地震動特別警報 | 地震動に関する特別警報 |
| 火山現象特別警報 | 噴火、降灰等に関する特別警報 |
| 地面現象特別警報 | 大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報 |
| 津波特別警報 | 津波に関する特別警報 |
| 高潮特別警報 | 台風等による海面の異常上昇に関する特別警報 |
| 波浪特別警報 | 風浪、うねり等に関する特別警報 |

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十三号）の施行の日（平成二十五年八月三十日）から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎